

令和三年六月十一日提出
質問第二〇七号

東京オリンピック・パラリンピック競技大会における首都高速道路料金に関する質問主意書

提出者 松原 仁

東京オリンピック・パラリンピック競技大会における首都高速道路料金に関する質問主意書

新型コロナウイルス感染症パンデミックにより東京オリンピック・パラリンピック競技大会も規模の縮小を余儀なくされる事態となっている。

同パンデミックを考慮に入れていないと考えられる東京都及び公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会がとりまとめた「東京二〇二〇大会における首都高速道路の料金施策に関する方針」によると、東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間中、夜間（零時～四時）に首都高速道路を利用する交通の料金を五割引し、昼間（六時～二十二時）に首都高速道路の都内区間を利用するマイカー等へ料金が上乘せ（千円）されることとなっている。

もつとも、前記の通り同競技大会が縮小される見込みとなっている状況では、このような首都高の交通量を抑制するための政策は不要と考えられる。

そこで、次のとおり質問する。

- 一 同競技大会期間中の首都高速道路の料金施策は、道路整備特別措置法第三条に基づいて国土交通大臣の事業許可の下、なされているが、同感染症パンデミックによる同競技大会の規模縮小を見据えて、本職は

同事業認可を撤回すべきと考えるが、政府として如何。また、政府として撤回を考えないのであれば、それはどのような理由からか。

二 前項に関連し、首都高の料金に関して、同競技大会期間中の人流増加を想定し、政府として、同期間中の人流抑制策として実施することを決定している前項以外の施策を明らかにされたい。また、前項以外の人流抑制策の実施を決定している場合、政府として、同競技大会の縮小を見据えて、同実施の見直しを検討しているか明らかにされたい。

右質問する。